

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和2年度 第1回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		令和2年12月22日(火) 午後1時30分～午後2時20分		
開催場所		ウェブ会議システムにより開催 (傍聴場所:川西市役所 4階 庁議室)		
出席者	委員	出席:鎌田満子委員、野原登志子委員、土手道子委員、織田行雄委員、松浦孝治委員、松本昭彦委員、板東一仁委員、 ウェブ出席:和田和代委員、樋口淳一委員、佐々木保幸委員、尾野上委員		
	事務局	荒崎健康増進部長、綿越国民健康保険課長、岡本保険収納課長、高面保険収納課長補佐、薄波国民健康保険課長補佐、森下主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度仮係数に基づく納付金及び収支見込み等について</li> <li>2 その他</li> </ul> </li> </ul>		
会議結果		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度保険税の在り方について諮問が行われた。</li> <li>2 令和3年度仮係数に基づく納付金及び収支見込み等について説明が行われた。</li> <li>3 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。</li> </ol>		

会長

それでは定刻が参りましたので、ただいまより、令和2年度第1回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回、インターネットを活用した会議開催は初めての試みになります。進行上、皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

インターネットを活用した会議を行うに当たり、会長の端末の映像及び音声は停止し、議事が継続できない場合や、また、会長が欠けた場合に備えて、会長の代わりに議事を進行していただく副会長を設けることとなりました。

副会長は、公益を代表する委員から選出することになっておりますので、公益を代表する委員の皆様には、既にご了承をいただいておりますが、佐々木委員に副会長の就任をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員が欠席で他の11名が出席であります。うち、4名の方につきましては、インターネットを利用して参加いただいております。

会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「映像の即時受信が適正に行われていること」の2点について、確認を取っております。よって、出席委員が定数の半数を超えておりますので、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。会議録作成のため、当会議を録音いたしますが、会議録の作成後は速やかに削除いたしますのでご了承願います。

続きまして、荒崎部長より、皆様にごあいさつがございます。よろしく申し上げます。

部長

皆様、こんにちは。健康増進部長の荒崎でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。また、皆様には、日ごろから川西市の国民健康事業にご理解、ご協力いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。また、本日はコロナ禍にありまして、オンラインを活用した会議ということでご協力いただいております。国民健康保険事業でございますが、平成30年度から県域化になりまして、それ以降につきましては県が各市町にこれだけ納付金を納めてくださいという金額を示してまいりますので、それを基に毎年税率の在り方についてご検討いただくということで今年度もお集りいただいております。今日は、令和2年度の状況のご報告をさせていただいて、年明けに令和3年度の税率の在り方をご検討いただくということで年末年始のお忙しい中にご議論いただくことになりま

すので、どうぞよろしく申し上げます。

会長

それでは議事をすすめたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思えます。私から指名をさせていただきたいと思えますけれどもご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、樋口委員と尾野上委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、「令和3年度川西市国民健康保険税率等について」諮問があるとのことですので、説明をお願いいたします。

国民健康保険  
課長

先ほど、部長からのあいさつにもありましたとおり、これから1月にかけて、令和3年度の国民健康保険税の在り方について審議していただくこととなります。川西市国民健康保険運営協議会への諮問につきましては、税率改定を行うか否かに拘わらず、適正な税率について審議いただくよう諮問を行い、審議結果について答申をいただくという形になります。今年度の諮問につきましては、本来は市長がすべきところですが、公務の都合により、部長の荒崎より諮問をさせていただきます。

部長

令和3年度川西市国民健康税率等について、諮問。

国民健康保険は、国民皆保険制度を守るための基盤となる制度ですが、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的な問題があります。

それらの課題を解決するために、平成30年度からは国保制度改革が行われ、公費が拡充されるとともに、県が市町村とともに共同運営者となり、財政運営の責任主体として県全体で必要な医療費等を見込み、それを賄うための納付金額を各市町村に示し、各市町村はその納付金等を基に税率設定をすることとなっております。

本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、令和元年度以降、実質単年度収支で大幅な収支不足が見込まれたため、令和元年度末における構造的収支不足部分については、基金からの繰り入れと税率改定により令和5年度まで解消することとし、一人当たりの伸び率を見込んだ納付金の増額部分については、税率改定により対応することとしたものです。これにより一定の収支改

善が図られたところですが、令和3年度以降においても制度の構造的な問題である加入者の年齢構成などの問題は残ったままであり、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収減などが予測される中で、これからも収支均衡を図り健全な財政運営に努めなければなりません。

つきましては、市民が健康で安心して暮らせるよう、将来にわたって国民皆保険を堅持するために、川西市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、令和3年度川西市国民健康保険税率等についてご審議いただきますようお願いいたします。

<部長朗読後、会長に手渡し>

会長 ただいま諮問をお受けしました。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。  
それでは、事務局より一言お願いいたします。

国民健康保険 ありがとうございます。本日も説明させていただく内容を参考にしていた  
課長 だき、1月から適正税率についての本格的な議論を進めていただきますよう、  
重ねてお願いいたします。

<諮問書配布>

会長 それでは、協議事項第1「令和3年度仮係数に基づく納付金及び収支見込み  
等について」を議題といたします。  
内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険 まず会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付しておりますが、「本  
課長 日の次第」。次に、右上に「資料」と書いております11枚ものの資料でございます。

資料はすべてお揃いでしょうか。

それでは順次説明を始めさせていただきます。

まず、令和2年度に実施しました税率改定の考え方について説明させていただきます。昨年度の税率改定検討時においては、令和元年度の収支不足を3億5,000万円と見込んでおりました。税率改定を実施しないとこの収支不足がそのまま令和2年度にスライドすることになります。さらに、令和元年度から令和2年度にかけて納付金が自然増する部分、これを1億4,000万円と見込んでおりました。税率改定を実施しないと、合わせて4億9,000万円の収支不足が見込まれる状況でした。この4億9,000万円をすべて税率改定で解消しますと、改定幅が大きくなるため、令和元年度末の収支不足3億5,

000万円については、令和2年度から令和5年度までの4年間で4分の1ずつ解消する。また自然増する1億4,000万円については、税率改定により解消するという考えでございました。

それでは資料の1ページをご覧ください。令和2年度に実施した税率改定の実施状況でございます。この資料は令和元年度と令和2年度について、税率改定を検討したときの見込みと実際の決算などを比較したのになります。

まず、左上の図をご覧ください。税率改定を検討したときの収支見込みを図にしたものです。令和元年度をご覧ください。令和元年度は、3億5,000万円の収支不足を見込んでおりました。矢印の右をご覧ください。令和元年度の決算においては、2億7,000万円の収支不足となっております。見込みより8,000万円収支が改善しております。その下の図「R1収支不足額」となっている図をご覧ください。左の棒グラフになりますが、ここでは3億1,206万6,000円の収支不足を見込んでいます。先ほど上の図のほうで、3億5,000万円の収支不足を見込んでいたと申し上げましたが、その差約3,800万円は基盤安定負担金が見込みより多く交付されたことによるものです。その右の棒グラフになりますけれども、実際の令和元年度の決算になります。収支不足額が2億6,802万9,000円になります。収支が見込みよりも約4,400万円改善しております。その主な理由は右の吹き出しをご覧ください。収納率が見込みより改善したことによって、現年分の保険税が約2,000万円、滞納繰越分が1,100万円見込みより増収になり、合わせて保険税収入が3,100万円増収となったのが主な原因です。また延滞金も980万円増収となったことによるものです。なお、令和元年度の決算の詳細につきましては、次の2ページに記載しておりますので、参考にしてください。

左上の図、令和2年度をご覧ください。令和2年度は税率改定を実施しなかった場合、トータルで4億9,000万円の収支不足を見込んでおりました。矢印の右をご覧ください。令和2年度の決算見込みでは、欄外に記載しておりますが、3億5,000万円の収支不足となる見込みです。4億9,000万円から3億5,000万円と1億4,000万円、収支が改善する見込みとなります。これは先ほど申し上げました令和元年度の収支が8,000万円改善したこと、またこの図では一番上の部分になりますが、一人当たり納付金額の自然増する部分が税率改定検討時の見込みの1億4,000万円から8,000万円に、6,000万円減額となる見込みであることによるものです。自然増する部分が6,000万円減額となる理由は、右の吹き出しに記載していますが、令和2年度の被保険者数が税率改定を検討したときよりも増となる見込みによるものです。納付金総額を被保険者数で割って一人当たりの納付金額を算出しますが、令和2年度の被保険者数が税率改定を検討したときより多くな

る見込みとなるため、一人当たり納付金額は約2,000円下がる見込みで、被保険者数をかけた総額では約6,000万円減額となる見込みです。以上のことをまとめますと、まず令和元年度末の収支不足が見込みより8,000万円改善したことが挙げられます。要するに、税率改定により解消しなければならない額が減ったこととなります。

次に、自然増する部分が6,000万円減額する見込みであるため、その減額分で、令和元年度末の収支不足を解消できたことが挙げられます。

結果としまして、令和元年度末の決算における収支不足2億7,000万円については、税率改定によって約2分の1、半分が解消できる見込みになりました。

一番左下の図をご覧ください。これは、令和2年度における、国保全体の収支不足額について、予算編成時と決算見込みを比較したものになります。

左側の棒グラフ、これは令和2年度予算での収支不足額になります。上の図では、2億6,250万円の収支不足を見込んでいましたが、予算編成時では、2億3,354万6,000円の収支不足となっています。

右の棒グラフは、令和2年度の決算見込みにおける収支不足額になりますが、1億4,097万3,000円になる見込みです。予算と比較しまして、収支が約9,200万円改善する見込みとなっています。

その主な理由ですが、吹き出しをご覧ください。まず、保険税収入によるものです。トータルでは、約4,800万円の減収となる見込みです。内訳としては、まず、新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免分として、1億1,600万円の減収を見込んでいます。

一方、被保険者数が見込みより多かったことによって、現年分の保険税については、5,700万円の増収を見込んでいます。

また、滞納繰越分の保険税についても、1,100万円の増収を見込んでおります。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関する保険税の減免分になりますが、新型コロナウイルスによる保険税減免分は、県支出金、及び、国庫支出金で、全額補てんされることとなりますので、結果として、保険税収入として約6,800万円の増収となる見込みです。

また、延滞金が、2,000万円増収になる見込みであること、また、保健事業費の減を見込んでおりますので、結果としまして、約9,200万円、収支が改善する見込みになります。

以上のことから、吹き出しの下に記載していますが、令和2年度決算においては、約1億4,000万円の収支不足を見込んでいます。

少し上に、令和元年度の収支不足額を示しておりますが、令和元年度の収支

不足額は、約2億7,000万円ですので、収支不足額が半分になっております。令和元年度の収支不足については、税率改定により、約半分が解消される見込みになります。

なお、令和2年度の決算見込みの詳細につきましては、3ページに記載しておりますので、参考にしてください。

以上が、令和2年度税率改定実施状況に関する説明になります。

会長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 コロナ対策についてお伺いしたい。今の説明で、減免分が1億1,600万円、それに対する支出金が1億3,000万円で支出金の方が多いのですが、その理由と、ほかに保健事業を含めてコロナ対策で国や県から特別に今年度支援があるのでしょうか。

国民健康保険課長 まず、保険税の減免の分です。これは、生計維持者の収入、今年1年間の収入見込みが昨年一年間の収入よりも3割以上減る見込みである方につきまして、保険税を減免する。前年中の所得に応じて減免割合が変わるのですが、中には全額減免される方がおられたりします。減免の対象となるのが、今年の2月以降の保険税になりますので、令和2年2月・3月は、令和元年度になるのですね。こちらにのせています1億1,600万円というのは、令和2年度分になります。令和元年度については、2月・3月分としまして、吹き出しの一番下に諸支出金というのがあるのですが、これは令和元年度の保険税を減免することによってお返する額になっています。それを合わせて、全額減免した額を国が補てんしてくれますので、現年分と令和元年度分の減免した保険税全額を国が補てんしてくれる形になります。もう一点、コロナの関係で、傷病手当金というのがありまして、コロナに感染の疑いのある人が仕事に行けなくなったときの所得補償になるのですけれども、それについて、支給した額についても全額国が補償してくれるという形になっております。

会長 ほかにご質問ございませんでしょうか。リモートで参加いただいている方も発言できるのですか。何かございませんか。

それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険課長 資料の4ページをご覧ください。医療給付費の推移でございます。

平成30年度までは、本市の医療給付費を賄うために、税率を設定しておりましたが、県域化された平成30年度からは、県全体の医療給付費を賄うため

に、各市町が納めるべき納付金が決定され、その納付金に基づいて税率を設定するという形になっています。本市の医療給付費が、直接、税率に影響するわけではないのですが、医療給付費の状況を知っていただくため、本市の状況をご説明いたします。

まず、「令和元年度実績」の欄をご覧ください。被保険者一人当たりの給付費については、表の下から2番目に記載しています。令和元年度の一人当たり給付費は、33万4,644円になっています。前年度と比較しますと、102.18%となっておりますので、2%程度、給付費は伸びている状況です。

次に、右の「令和2年度見込」の欄をご覧ください。

一人当たり給付費は、33万2,910円を見込んでおり、令和元年度と比較すると、1,734円減額となる見込みです。これは、新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響しているものと考えております。

令和元年度までは、毎年、一人当たり給付費は伸びておりましたが、令和2年度は減少する見込みとなっております。

次に、5ページをお開きください。

加入世帯数・被保険者数の推移でございます。被保険者数は、後期高齢者医療に移行される方がおられるため、年々減少している状況です。各年度の平均被保険者数は、表の中で、色付けをしています。令和元年度実績は31,453人で、前年度より4.9%減少しています。

令和2年度につきましては、11月末実績をもとに30,384人を見込んでおり、令和元年度と比較しますと3.4%の減少を見込んでいます。減少率が鈍化していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用が不安定になり、例年に比べて、国保に加入する人が増えてきていることが一つの要因になっています。令和3年度は、令和2年度を参考にして、積算しております。

次に6ページをご覧ください。

現年度収納額と収納率の推移でございます。左上のグラフは、現年度のすべての区分を合計した収納額と収納率の推移を表しております。右上が医療分、左下が後期高齢者支援金分、右下が介護納付金分のグラフでございます。令和2年11月末の実績をもとに令和2年度決算額の見込みを算出し、それをもとに令和3年度の歳入見込み額を算出しております。収納額につきましては、被保険者数が減り、調定額が減っていることから、減少する見込みでございます。

収納率につきましては、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を受けて下がる見込みとなっておりますが、財産調査を徹底し、新たな財産が見つければ、差押えなども活用しながら収納を確保し、滞納を解消するだけの資力が無い被保険者につきましては、適正に執行停止をするなどの徴収努力により、令

和3年度は、収納率の向上を目指してまいります。説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

次にいってもよろしいでしょうか。それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険  
課長

7ページをお開きください。

今年の11月末に示されました仮係数に基づく、令和3年度の収支見込みになります。11月末に仮係数に基づく納付金が示されましたが、この仮係数の段階では、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の国の係数が、令和2年度の本係数と同じ数値を用いて計算されています。

来年1月に示される本係数では、仮係数で示された納付金額よりも、かなり変更になる可能性があります。そういった状況ではございますが、11月末に示された仮係数での現時点での見込みにつきましては、税率改定をしない現行税率でいきますと、2億5,800万円の収支不足を見込んでいます。

主な内容につきまして、4点ございます。

まず、1点目は、納付金の算定方法が令和3年度から変更になっていることとなります。8ページをお開き願います。納付金算定方法についての資料になります。納付金の算定は、県全体の保険料収納必要額を各市町の所得総額、被保険者数、世帯数の割合で按分することとなります。この資料では、県全体の保険料収納必要総額を100億円としています。その100億円を、所得割分、均等割分、平等割分に按分するわけですが、標準割合では、所得割、均等割、平等割の割合を、50対35対15に按分することとなります。

結果としまして、県全体の所得割分としては50億円、均等割分としては35億円、平等割分としては15億円となります。次に所得割分、均等割分、平等割分それぞれを、市町ごとに按分していくこととなりますが、例示しているA市は、県内における所得総額、被保険者数、世帯数の割合を、すべて、県全体の5分の1としています。

その結果、A市が納めるべき所得割分は、50億円の5分の1である10億円、均等割分は35億円の5分の1である7億円、平等割分は15億円の5分の1である3億円ということとなり、納付金額の合計は20億円となります。この20億円に対して、医療費適正化のインセンティブを図るために、右の②-1で記載していますように、令和2年度までは、医療費水準を反映させることとなっていました。ですので、医療費水準が低い市町は納付金が下がり、逆に、医療費水準が高い市町は、納付金が高くなる仕組みでした。

令和3年度の納付金算定から、県内の保険料水準の統一を進めるため、納付

金の算定において、医療費水準が反映されなくなりますので、医療費水準が低い市町は、納付金が上がることとなります。逆に、医療費水準が高い市町については、今回の納付金算定の変更によって納付金が下がることとなります。但し、医療費水準が低いために、従来の算定方法より納付金が上がる市町については、県繰入金によって補てんされます。逆に、医療費水準が高い、納付金が下がる市町については下がる部分にインセンティブを設けることによって、減少額を調整しています。

下の図をご覧ください。この図では、A市を医療費水準が低い市とし、B市を医療費水準が高い市としています。

A市は、医療費水準が低いため、医療費水準が反映された納付金のラインは、「統一前の納付金c」となっている点線のラインでした。令和3年度より、医療費水準が反映されなくなるので、「統一後の納付金b」のラインまで引き上がります。実際の納付金の請求額は、このラインになりますが、別途、県繰入金が交付され、矢印部分まで補てんされることとなります。補てん額は、納付金が上がる額の95%となります。

一方、B市は、医療費水準が高いため、1番上の「統一前の納付金a」から「統一後の納付金b」まで、納付金が減少します。但し、減少額の一部にインセンティブが設けられ、減少額を調整することとなります。

もう一つの変更として、令和3年度の納付金から新たに収納率が反映されることとなります。令和3年度からは、収納率が高い市町は保険料収納が多くなると見込まれ、納付金が上がり、逆に収納率が低い市町は保険料収入が少ないと見なされまして、納付金が下がる仕組みが導入されます。

下の図の右側をご覧ください。

収納率が高い市町は、納付金が上がることとなりますが、収納対策に対する取組や、収納率が向上しているかどうかにより100%が、そうでない場合は90%が県繰入金によって補てんされます。

一方、B市のように収納率が低い市町は、納付金は下がることとなりますが、医療費水準と同様に、減少額の一部にインセンティブが設けられ、減少額が調整されることとなります。

本市は、医療費水準については、A市になるため、納付金が上がる市町となりますが、収納率は低いため、納付金が下がる市町となります。

資料の7ページにお戻りください。

2点目は、一人当たり納付金の自然増する部分となります。県は、令和3年度の県全体の給付費を新型コロナウイルス感染症による受診控えが、令和3年度も続くと想定し、令和2年度と比較して、給付費の伸びを1.2%のマイナスと見込んでいます。令和3年度から納付金の算定方法が変更になりますが、

そういった要素を考慮しても、仮係数時点の一人当たり納付金の自然増はないという状況になっています。

下の図になりますが、令和3年度の図をご覧ください。一番上の点線のラインが、県が実際に請求する納付金のラインになります。本市は、医療費水準が低いため、県繰入による補てんがあり、実質的な納付金額は太線のラインまで引き下がります。左に示している令和2年度の太線ラインと比較しますと、自然増がないという状況です。

次に、3点目は、令和元年度末の収支不足の部分になります。令和2年度の税率改定で解消できなかった部分として、1億3,600万円を見込んでいます。下の図では③になります。

4点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税収入の減になります。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の所得が減少する見込みで、減少率は、リーマンショック時の減少率を使用しています。令和3年度の保険税は、令和2年中の所得に税率をかけて算出するため、令和2年中の所得が下がることによって、保険税収入が、1億2,200万円減収となる見込みです。下の図では④になります。以上のことから、令和3年度の収支不足は③と④の合計、2億5,800万円を見込んでいます。

なお、9ページ以降に、医療分、支援分、介護分に分けて、それぞれ、収支不足額を見込んでおりますので、参考にしてください。

仮係数時点の収支見込みについて説明いたしました。来年年明け以降に本係数に基づく納付金が示されまして、本格的にご議論いただくこととなります。仮係数の時点では納付金の自然増はありませんでした。ただ、これが本係数ではどうなるかわからない状態です。自然増するのがどれくらいになるのか、また令和元年度収支不足分、また新型コロナウイルスに関する保険税の減収分につきまして基金の活用も含めて税率改定をどうするかというところを審議いただくこととなりますのでよろしくお願ひします。資料の説明は以上でございます。

会長                      この件につきまして、何かご意見、ございませんでしょうか。

委員                      説明が難しいですが、仮係数が出て見込みは立つけれど、本係数がかなり違う可能性がある状況なのではないでしょうか。本係数が出た時点で、納付額が確定するのでしょうか。それともほかの要素が入って調整というか、変わってくるのですか。

国民健康保険            今は、国のほうから仮係数が示され、県が県全体で必要な納付金額を見込み

課長

まして、各市町にその報告がくる。来年1月に国が正式な係数を出してきますので、それを元に県が見込んで納付金の請求をしてくる。ですので、来年1月初旬に示される納付金額が確定になります。今回、前期高齢者の交付金の係数など、国は去年の係数をそのままいってきている。去年の仮係数の段階では、前期高齢者納付金などは正しいものが示されていたので、仮係数で示される納付金の額と本係数で示される納付金の額は2,000万くらい上がるという差でした。ただ、今回は仮係数の時点で示している国の係数が去年と同じものを使っているの、来年の1月に示される本係数のときには額がどうなるのかまったくわからないという状況です。もしかしたら、仮係数の納付金よりも減るかもしれないし、思ったよりも上がるかもしれない、そこはわからないという状況です。自然増する部分がどれくらいなるのか、今見込めない状況になっております。

委員

税率の改定でいえば、国からの数値が示された段階で、コロナの影響などがまた出てきて若干調整される可能性があります、国の率が決まった段階で方法としては税率を決定しても正確にできると考えてよろしいか。

国民健康保険  
課長

はい。そうです。

会長

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

委員

結局概算なのでしょうが、収支不足が2億。これを解消するためには、また税率改定ですか。基金もそんなに残っていないと思うのですが。

国民健康保険  
課長

基金が、令和2年度末の見込みで約9億円残る見込みとなっております。今回、来年度の本係数における納付金がどうなるかわからないのですが、少なくともコロナの関係での減収した部分、1億2,200万円につきましては基金を取り崩すべきではないかと考えています。ただ過去の赤字部分ですね、1億3,600万円について、税率改定をするのか、それとも基金で補てんするのか、あるいは自然増になる部分が一体どれくらいになるのか、あるいはないのか、そういったことを来年1月に審議していただくという形になります。

松浦委員

前回、4年か5年かに分けて上げるというふうになったと記憶していますが、それは決定ではなくて、プラス税率不足分をプラスして税率を上げるということもありますか。5年間決まっていたのかと思っていたが、それは違うので

すか。

国民健康保険課長 当初の予定では、1億3,600万円の内、令和3年度はその3分の1を改定する。3分の1ずつ改定して解消する予定だったのですが、思ったよりも基金があるということもありますので、当初の予定も踏まえ、自然増の部分も踏まえて、もう一度検討させていただきたいと考えております。

委員 税率を上げないという選択肢もあるのでしょうか。

国民健康保険課長 場合によってはあるかもしれません。

部長 基本は、委員がおっしゃっていたように、前回のときに、もともとの過去の赤字のたまっていた部分は、あのときで2年から5年の4年間かけていきましよう、ただその額が圧縮したのですが、基金を入れるだけでは完全解消しませんので、税率改定しないと追いついていけないので、そこはベースとしては今おっしゃったように4年間かけて額を圧縮しても少し上げていこうというのがベースの考え方ではあるのということ、おっしゃるとおりです。

委員 5年で均等に税率を上げるのではなく、その年々よって、税率の上げ方が違ってくると解釈したらよいのですか。

部長 前回の議論では、額が変わってもそのときに圧縮した額には見直しますが、3年間は均等に上げるというのがベースの考え方と思っています。ただ、そこはおっしゃったように、来年示された額を見て、ご議論いただく必要があるかなと思います。

会長 ほかに、ご質問ございませんか。

要は、過去に改定できなかった部分、1億3,600万円、これをあと3年間で均等に取り崩していく、それプラス今回の場合は新型コロナによる減収があるので、これは単年度で処理しないといけないところですので、そこは本係数が出たときに。ただ、思ったよりも今回それほどたくさん基金を取り崩さなくてもよかったという結論なのですね。

部長 2年度の見込みとしては、そうです。

会長                   ほかに何かございませんでしょうか。  
                          それでは、協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

国民健康保険課長   今後の運営協議会の予定ですが、県から本係数に基づく納付金額が1月初旬頃に提示される予定となっているため、1月中旬から下旬の間に運営協議会を開催したいと考えております。開催のお知らせが直前になるかと思いますが、日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長                   この件につきまして何かございませんか。  
                          来年1月中旬から下旬に本係数が示されて、本格的な審議が始まるということではないわけですね。

部長                   示されるのは1月上旬です。そこで計算をして、運協で議論いただくのが中旬になります。

会長                   ほかに何かございませんか。  
                          無いようですので、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。  
                          本日は、令和3年度の国民健康保険税の在り方についてご審議をいただき、心よりお礼申し上げます。  
                          これをもちまして、令和2年度第1回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上